

(証券コード：9423)
2021年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町三丁目23番地の2
株式会社フォーバル・リアルストレート
代表取締役社長 吉田 浩司

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大している状況を踏まえまして、本年は、株主の皆様への感染リスクを避けるため、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。書面による議決権の行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）の営業時間内（午後6時まで）に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
KKRホテル東京11階 「丹頂の間」
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いの内容ご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第27期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.realstraight.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防及び拡散防止への対応について

株主総会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防及び拡散防止のため、以下のとおりの対応をさせていただきます。

【株主の皆様へのお願い】

本年は、株主の皆様への感染リスクを避けるため、事情をご賢察のうえ、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

株主様におかれましては直近の流行状況にご留意いただき、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

基礎疾患のある方、妊娠されている方、ご高齢の方は、特段のご留意をいただき、株主総会のご出席を見合わせていただくことを強くご推奨申し上げます。

【ご来場される株主様へのお願い】

ご来場の株主様に置かれましては、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

会場の座席は通常より間隔を広げて設置いたします。座席数が通常の半分以下となり座席数に限りがあります。万が一、満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

【当社の対応について】

株主総会会場におきまして、役員及び運営スタッフはマスクを着用、受付スタッフはマスク・手袋を着用させていただきます。その他アルコール消毒液の設置及び非接触型体温計による体温測定など感染予防措置を講じてまいります。

株主総会の議事は簡略化し、例年より時間を短縮して行う予定です。また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合には、上記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告(第27期)

(2020年4月 1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言が発出されるなど経済活動が抑制され厳しい状況となりました。政府の各種政策により経済活動の持ち直しの動きも見られましたが、新型コロナウイルス感染症収束の見通しは立っておらず、引続き予断を許さない状況が続いております。

このような経済環境の中、東京都心5区(千代田・中央・港・新宿・渋谷区)のオフィスビル市場においては、2021年3月末時点の平均空室率が5.42%となり、前年同月比3.92%上昇いたしました。(注)

また、東京都心5区の2021年3月末時点における平均賃料は前年同月比で1,053円(4.66%)下げ、21,541円/坪となりました。(注)

当事業年度において、当社は引き続き顧客企業の移転時における、不動産物件の仲介から内装工事、各種インフラの整備やオフィス機器・什器の手配までをトータルにサポートするソリューション事業を中心に事業活動を進めてまいりました。

不動産仲介等の売上高については、前年同期比28.8%増の194,394千円となりました。

内装工事及びそれに付随するサービスに関する売上高につきましては、前年同期比131.6%増の1,707,084千円となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高が1,901,479千円(前事業年度比1,013,470千円増、114.1%増)、営業利益が85,618千円(同28,662千円増、50.3%増)、経常利益が86,944千円(同25,942千円増、42.5%増)、当期純利益が103,083千円(同51,355千円増、99.3%増)となりました。

(注) 大手不動産会社調べ

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は2,465千円であり、その内訳は、備品等の購入2,465千円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、オフィス環境関連業務の収益拡大を図るべく、不動産物件の仲介から内装工事、各種インフラの整備やオフィス機器・什器の手配までを行うオフィス移転のワンストップサービスについて、引き続き取り組みを強化してまいります。具体的には、物件情報を質量ともに充実させコンテンツを拡充することで集客サイトの強化を図り、既存顧客からの紹介獲得やグループ会社顧客への働きかけを強化することで紹介案件の創出を図ってまいります。同時に、相場情報や空室情報の提供やオフィス機器の障害対応等を通じて顧客企業との接点を増加させ顧客企業を囲い込むことで、将来的な移転ニーズを競合他社に先駆けて把握し、当社のサービスをいち早く提供してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で働き方改革が加速し、テレワークを導入する企業が増加する中、働きやすさを重視した社内環境の充実、従業員のやりがいや生産性の向上、デザインや立地へのこだわり、採用力の強化、といった従来型のオフィスニーズだけではなく、一人用テレビ会議スペースやアクリルパネルの設置など感染防止を目的とした設備の充実、最新のICT機能の導入、ソーシャルディスタンスを確保したオフィスレイアウト、リモートワークやワーケーションを促進するために郊外にも複数拠点を設けるなど、アフターコロナ時代の新たなオフィス需要を積極的に取り込むことで、安定的な収益確保を図ってまいります。

以上の課題につきまして、役員及び従業員が一体となってスピードを上げて取り組み、持続的な収益向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第24期	2018年度 第25期	2019年度 第26期	2020年度 第27期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	683,365	744,099	888,009	1,901,479
経 常 利 益 (千円)	56,364	49,747	61,001	86,944
当 期 純 利 益 (千円)	68,627	74,112	51,728	103,083
1株当たり当期純利益 (円)	2.93	3.16	2.21	4.36
総 資 産 (千円)	392,810	494,491	526,759	909,505
純 資 産 (千円)	268,176	328,859	344,762	438,102
1株当たり純資産額 (円)	9.71	11.71	12.63	16.77

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の数字は、表示単位未満を四捨五入しております。
3. 当事業年度より事業報告を単体ベースで記載しておりますので、単体ベースの4期分を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

名 称	当社株式 の持株数	当社への 出資比率	関係内容
株式会社フォーバル	株 14,330,300	% 60.49	役員2名 商品売買等取引

親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場会社として独立性を確保しながら、適切

に経営及び事業活動を行っております。

- ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

前事業年度において子会社であった株式会社F R S ファシリティーズを2021年1月1日付けで吸収合併したことに伴い、当事業年度末に該当事項はありません。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

・ソリューション事業

企業のソリューションニーズが最も高まるオフィス移転時において、物件の仲介から内装工事、各種インフラや機器・什器の手配までトータルにサポートする不動産関連業務を中心に、中小企業の業務の効率化や経費削減を支援する商品及びサービスを提供しております。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
東 京 オ フ ィ ス	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
73名	19名増	35.4歳	5年2ヶ月

- (注)1. 従業員数には、パート・アルバイトは含まれておりません。
2. 従業員数の増加の主な理由は、2021年1月1日付で連結子会社であった株式会社F R S ファシリティーズを吸収合併したことであります。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 84,300,000株
- ② 発行済株式の総数 23,689,800株
- ③ 株主数 4,055名

④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 フ ォ ー バ ル	14,330,300	60.49
F R S 従 業 員 持 株 会	317,300	1.33
海 老 澤 一	300,000	1.26
神 津 光 宏	250,000	1.05
原 泰 一 郎	250,000	1.05
吉 田 浩 司	201,700	0.85
石 原 勝	175,000	0.73
鈴 木 崇 展	160,000	0.67
外 池 栄 一 郎	150,000	0.63
安 田 勝 彦	130,700	0.55

(注) 持株比率の数字は、表示単位未満の端数を切捨てております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2017年11月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき12,400円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
 - 2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
 - 3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
- ④ 新株予約権の行使期間 2019年11月28日から2021年11月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	400個	普通株式 40,000株	2名

2018年11月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき10,500円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
 - 2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
 - 3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
- ④ 新株予約権の行使期間 2020年11月27日から2022年11月26日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	400個	普通株式 40,000株	2名

2019年11月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき9,500円
- ③ 新株予約権の行使条件
 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
 2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
 3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
- ④ 新株予約権の行使期間 2021年11月29日から2023年11月28日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	400個	普通株式 40,000株	2名

2020年11月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき11,900円
- ③ 新株予約権の行使条件
 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
 2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
 3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
- ④ 新株予約権の行使期間 2022年11月28日から2024年11月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	300個	普通株式 30,000株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2020年11月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき11,900円

③ 新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。

④ 新株予約権の行使期間 2022年11月28日から2024年11月27日まで

⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	4,000個	普通株式 400,000株	76名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	吉 田 浩 司	㈱ヴァンクール取締役
取 締 役	早 川 慎一郎	管理部長
取 締 役	加 藤 康 二	㈱フォーバル常務取締役管理本部長 ㈱ヴァンクール代表取締役
取 締 役	行 辰 哉	㈱フォーバル常務取締役社長室長 ㈱フォーバルテレコム取締役
常 勤 監 査 役	三 浦 静 雄	—
監 査 役	西 田 拓 稔	—
監 査 役	吉 川 正 幸	公認会計士

- (注) 1. 西田拓稔及び吉川正幸の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役西田拓稔氏及び吉川正幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役吉川正幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができ旨定款に定めております。

当該定款に基づく責任限定契約は締結しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の人 数(名)
		基本報酬	役員賞 与	非金銭 報酬等	
取締役	33,906	25,044	8,000	862	2
うち社外取締役	—	—	—	—	—
監査役	12,900	12,900	—	—	3
うち社外監査役	(5,850)	(5,850)	—	—	(2)
合計	46,806	37,944	8,000	862	5

(注) 1. 株主総会決議(2004年6月29日)による役員報酬限度額は以下のとおりであります。

取締役の報酬年額 150,000千円以内

監査役の報酬年額 40,000千円以内

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

なお、役員報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、含んでおりません。

また、当報酬限度額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額につき、2011年6月22日開催の第17回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

2. 期末現在の人員数は取締役4名、監査役3名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役2名が在任していることによるものであります。

3. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役1名に対する使用人給与相当額8,186千円は含まれておりません。

4. 上記の非金銭報酬等の内容は、取締役2名に対するストックオプションによる報酬額862千円によるものです。

5. 上記の報酬等の額には、取締役2名に対する役員賞与引当金繰入額8,000千円を含みません。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を作成し、2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

当社の役員報酬は、以下を目的としております。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人財を獲得し、保持すること
- ・永続的な企業価値の増大への重点的な取り組みを促進すること
- ・株主との利害の共有を図ること

取締役の報酬については、1. 固定給としての基本報酬、2. 短期インセンティブ

報酬としての賞与、3. 中長期インセンティブ報酬として株主の皆様と価値観を共有することを目的とする株式報酬（ストックオプション）から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機づける設計としております。

1. 金銭報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外）の額又はその算定方法の決定方針

固定給としての基本報酬は、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としております。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案して協議した後、最終的に代表取締役社長が決定しております。

なお、2004年6月29日開催の第10回定時株主総会の決議により、取締役の報酬額は年額150百万円以内となっております。

短期インセンティブ報酬である賞与は、毎期の業績に応じて支給される報酬であり、経常利益等の目標達成度を業績評価の基本指標とし、これに持続的成長を踏まえ、前期からの増加度合い等も総合的に勘案のうえ、支給額を算定しております。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等はありません。

3. 非金銭的報酬等の内容及びその額もしくは数又はその算定方法の決定方針

中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、毎事業年度一定の時期に、業績目標の達成度や役位に応じて決定された数のストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

なお、2011年6月22日開催の第17回定時株主総会の決議により、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額は年額20百万円以内となっております。

4. 固定報酬等と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針について

取締役の報酬については、1. 固定給としての基本報酬、2. 短期インセンティブ報酬としての賞与、3. 中長期インセンティブ報酬として株主の皆様と価値観を共有することを目的とする株式報酬（ストックオプション）から構成することとしております。

それらの報酬の比率については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、基本報酬、賞与及び株式報酬の割合を設定しております。基本報酬を含めた報酬の合計額については、企業規模による報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応じた金額を設定しております。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬（固定）

- ・ 役位及び職責に基づいた固定報酬
- ・ 年額を12等分して毎月支給

賞与

- ・ 年度の業績目標達成、及び将来の成長に向けた取り組みを動機づける報酬
- ・ 事業年度終了後に業績目標の達成度等に応じて算出した額を一括支給

ストックオプション

- ・ 中長期的な企業価値の向上を動機づける報酬
- ・ 原則として、毎事業年度一定の時期に、業績目標の達成度や役位に応じて決定された数のストックオプションとしての新株予約権を付与

6. 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

個人別の報酬等の決定については、代表取締役社長に委任しております。その理由は、当社全体の業績を俯瞰し全容を把握していること等、総合的に判断いたしました。その権限の内容は基本報酬(固定)、賞与、ストックオプションの額の決定とします。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法（上記6.に掲げる事項を除く）

該当事項はありません。

8. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

9. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会で取締役会の報酬関係について決議しております。当該内容は、2021年2月26日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的に同じものであり、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	西 田 拓 稔	当事業年度開催の取締役会20回、監査役会14回の全てに出席し、社外監査役及び独立役員として、大手金融機関及び系列のシンクタンク企業での管理職及び融資業務担当、経営コンサルタント等の豊富な経験と見識から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言と提言を行っております。
社 外 監 査 役	吉 川 正 幸	当事業年度開催の取締役会20回、監査役会14回の全てに出席し、社外監査役及び独立役員として、主に公認会計士としての専門的な知見から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言と提言を行っております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。基本契約料は当社が負担しており、保険料特約部分は役員等が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から、前事業年度の監査実績について報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務遂行状況、過去の報酬実績の推移等を確認して、報酬見積もりの算出根拠の妥当性を検討し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

- ① 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断し、速やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監

査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（日本監査役協会）に基づく評価基準に従い、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等を総合的に判断し決定いたします。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、2008年5月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしました。その後、2009年9月17日、2014年5月13日及び2015年6月26日開催の取締役会決議により一部改訂を行いました。基本方針は次のとおりとなっております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全取締役が各種会議等の機会を通じて法令遵守重視の姿勢を明確にしつつ、『フォーバル・グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役職員行動指針』を徹底する等により、法令遵守重視の企業風土の醸成を進めます。
- ② 法令等遵守体制の充実強化のために、内部監査室により推進体制を整備します。
- ③ 当社の従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口はその旨を報告する仕組みを運用します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づいて各所管部門が適切に保存及び管理し、取締役及び監査役の閲覧に供します。
- ② 文書管理の統括部門は、文書管理の運用状況を毎年検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部門に対して文書等の適切な保存及び管理を指導します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理担当部門は、リスク管理に関する基本ルールに基づき、体系的なリスク管理体制の確立を図り、関連規程の見直し又は制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、教育研修の実施等を通じてリスク管理体制を整備します。
- ② リスクの発生又は発見時に、リスク管理担当部門が取締役会への報告及び社外

への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を整備します。

- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを整備します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び職務執行に関する基本事項の意思決定を機動的に行っております。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの役割分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

(5) 当社並びに親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 『フォーバル・グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役員行動指針』の従業員全員への浸透に努めることにより、企業集団全体の業務の適正確保を図ります。
- ② 内部監査室は、内部統制システムの整備を促進します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役は、必要がある場合は、事前に管理担当取締役に通知したうえで、監査業務を補助すべき従業員の配属を求め、監査業務を補助するよう命令することができます。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。
- ② 監査役会から監査業務を補助すべき従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取したうえで人選し、監査役会の同意を得て任命します。

(7) 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前項①により、監査役から命令を受けた従業員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととします。
- ② 取締役は、監査役の命令を受けた従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしません。
- ③ 前項②により監査業務を補助すべき従業員を配属した場合、その人事異動・人

事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

(8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 当社及び従業員は、次の場合には、当社の監査役会または監査役に対して直接かつ速やかに報告します。
 - イ 法令及び定款に違反する事実またはその疑いがある事実を発見したとき
 - ロ 当社及び子会社に著しい損害を与える事実またはその恐れのある事実を発見したとき
 - ハ その他業務執行に係る重要な報告事項として監査役会が求める事項を発見したとき
- ② 法令及び定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、随時、内部監査管掌取締役または担当部門長から監査役会に報告する体制を整備します。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定します。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会または監査役に対し、前各項の事実を直接報告した者に対して、そのことを理由に人事処遇等について不利な扱いをしません。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し会社に請求することができます。
- ② 監査役が前号の予算以外に緊急または臨時に支出した費用についても、事後会社に請求することができます。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役会との間の定期的な意見交換会を実施します。
- ② 監査役に対して内部監査の実施状況について報告するとともに、監査役が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行います。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力との関係を排除することを基本方針とし、『フォーバル・グループ企業行動指針』の内容を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断することに取り組みます。
- ② 当社は、反社会的勢力等への対応に関する統括部門を置き、管轄警察署、関係

機関が主催する連絡会、顧問弁護士等に指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集及び管理に努めます。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

① 取締役の職務の執行について

取締役会規程や役員規程など社内規程を整備し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。なお、当事業年度において取締役会を20回開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

② 監査役の職務の執行について

社外監査役2名は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や各取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室により、内部監査計画に基づき、定期的に業務活動について監査を実施しております。内部監査室長は、監査結果について、取締役及び監査役に対し報告を行っております。

④ 財務報告に係る内部統制について

内部監査室及び管理部により、内部統制基本計画書に基づき、決算財務報告に係る業務プロセスについて内部統制評価を実施しております。担当取締役は、評価結果について、随時取締役会において報告し、財務報告の信頼性と適正性の確保に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項でありますため、当社といたしましては基本方針の策定について検討を行っており、今後も検討を継続してまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えております。そのため、経営基盤と財務体質の強化及び今後の事業展開を勘案した上で業績に応じた配当を実施してまいります。当社の剰余金の配当は、年1回期末配当を基本

的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として金銭の分配（中間配当）を行うことが出来る」旨を定款に定めております。

当期につきましては、期末配当予想は1株当たり1.80円の予定となっております。

なお、本件につきましては、2021年6月開催予定の定時株主総会に付議する予定であります。

また、次期の配当につきましては、1株当たり2.00円の配当を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切捨て、比率は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	868,414	流動負債	471,402
現金及び預金	534,750	買掛金	226,185
売掛金	305,184	未払金	78,068
貯蔵品	268	未払費用	31,123
未成工事支出金	14,501	未払法人税等	9,836
前払費用	7,888	前受金	27,495
立替金	826	預り金	13,605
未収消費税等	2,804	賞与引当金	43,378
その他	2,281	役員賞与引当金	8,000
貸倒引当金	△92	未払消費税等	33,709
固定資産	41,090	その他	1
有形固定資産	7,651	負債合計	471,402
建物	4,179	純資産の部	
工具、器具及び備品	3,472	株主資本	397,260
無形固定資産	1,513	資本金	74,825
ソフトウェア	1,513	資本剰余金	40,343
投資その他の資産	31,925	資本準備金	40,343
出資金	35	利益剰余金	282,092
破産更生債権等	8,183	その他利益剰余金	282,092
差入保証金	12,918	繰越利益剰余金	282,092
長期前払費用	222	新株予約権	40,841
繰延税金資産	18,749	純資産合計	438,102
貸倒引当金	△8,183	負債・純資産合計	909,505
資産合計	909,505		

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,901,479
売 上 原 価		969,135
売 上 総 利 益		932,343
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		846,725
営 業 利 益		85,618
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	114	
受 取 保 険 料	311	
受 取 手 数 料	900	1,325
経 常 利 益		86,944
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	7,911	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	33,954	41,865
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	57	57
税 引 前 当 期 純 利 益		128,752
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,836	
法 人 税 等 調 整 額	15,832	25,669
当 期 純 利 益		103,083

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	残高及び変動事由	金 額
株主資本		
資本金	当期首残高	56,998
	当期変動額 新株の発行	17,826
	当期末残高	74,825
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	22,517
	当期変動額 新株の発行	17,826
	当期末残高	40,343
資本剰余金合計	当期首残高	22,517
	当期変動額 新株の発行	17,826
	当期末残高	40,343
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	216,517
	当期変動額 剰余金の配当	△37,508
	当期純利益	103,083
	当期末残高	282,092
利益剰余金合計	当期首残高	216,517
	当期変動額 剰余金の配当	△37,508
	当期純利益	103,083
	当期末残高	282,092
株主資本合計	当期首残高	296,033
	当期変動額 新株の発行	35,652
	剰余金の配当	△37,508
	当期純利益	103,083
	当期末残高	397,260
新株予約権	当期首残高	48,728
	当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7,887
	当期末残高	40,841
純資産合計	当期首残高	344,762
	当期変動額 新株の発行	35,652
	剰余金の配当	△37,508
	当期純利益	103,083
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7,887
	当期末残高	438,102

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、取得価額が20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12～24年

工具、器具及び備品 4～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

繰延税金資産 18,749千円

繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性および将来加算一時差異の十分性に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかにより判断しております。

そのため、経済状況や市場環境の変動等による外部環境の変化により当該見積りの変更が必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

建物	1,941千円
工具、器具及び備品	5,523千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	16,605千円
関係会社に対する短期金銭債務	7,283千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分)	54,270千円
営業取引(支出分)	51,993千円
営業取引以外の取引(収入分)	1,010千円
営業取引以外の取引(支出分)	一千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	23,689,800株
------	-------------

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

2020年6月24日開催の第26回定時株主総会において次のとおり決議しております。

・ 配当金の総額	37,508千円
----------	----------

・ 1株当たり配当額	1.60円
・ 基準日	2020年3月31日
・ 効力発生日	2020年6月25日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2021年6月23日開催予定の第27回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

・ 配当金の総額	42,641千円
・ 1株当たり配当額	1.80円
・ 基準日	2021年3月31日
・ 効力発生日	2021年6月24日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,000,000株 |
|------|------------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、法定福利費等であり、評価性引当額を控除しております。なお、繰延税金負債の発生はございません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブの利用も無く、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

差入保証金は、主として事務所賃借に伴う敷金であります。

営業債務である買掛金及びその他金銭債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等については、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

また、営業債務等は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 現金及び預金	534,750	534,750	—
(2) 売掛金	305,184		
貸倒引当金（※2）	△92		
	305,092	305,092	—
(3) 破産更生債権等	8,183		
貸倒引当金（※3）	△8,183		
	—	—	—
(4) 差入保証金（※4）	11,068	11,068	—
(5) 未収消費税等	2,804	2,804	—
(6) 買掛金	(226,185)	(226,185)	—
(7) 未払金	(78,068)	(78,068)	—
(8) 未払費用	(31,123)	(31,123)	—
(9) 未払法人税等	(9,836)	(9,836)	—
(10) 未払消費税等	(33,709)	(33,709)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※3）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※4）貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額1,050千円及び時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

（4）差入保証金

差入保証金のうち、敷金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（5）未収消費税等、（6）買掛金、（7）未払金、（8）未払費用、（9）未払法人税等、（10）未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金	800

差入保証金のうち、仕入先に対する営業保証金については返済期間を見積もることができず、時価を算定することが極めて困難と認められるため、「資産(4)差入保証金」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	534,750	—	—	—
売掛金	305,184	—	—	—
差入保証金	—	11,068	—	—

(注)破産更生債権等(貸借対照表計上額8,183千円)については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱フォーバル	東京都渋谷区	4,150,294	情報通信 コンサルタント業	(被所有)直接 60.49	役員の兼任、 商品の売上 商品の仕入	商品の 売上	54,270	売掛金	16,605
							商品の 仕入	51,827	買掛金	7,142

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引価格の算定は双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社FRSファシリティーズ	東京都千代田区	10,000	オフィス ソリューション 業務	(所有)直接 100.00	役員の兼任、 業務請負、 資金貸付	受取業務手数料	900	—	—
							関係会社短期 貸付金の回収	30,000	—	—

(注) 1 取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。なお、資金貸付の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 2021年1月1日付けで株式会社FRSファシリティーズを吸収合併したため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	㈱ヴァンクル	東京都千代田区	10,000	情報通信機器販売事業	—	役員の兼任、業務受託、商品の仕入れ	請負業務収入	223,704	売掛金	26,570

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	㈱フオーバルコム	東京都千代田区	542,354	法人向け通信サービス事業	—	役員の兼任、業務委託、業務受託、商品の仕入れ	通信サービスの取次及び資金の回収代行委託	5,715	売掛金	14,559
							資金の回収代行受託	—	買掛金	18,777

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

16円77銭

2. 1株当たり当期純利益

4円36銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社フォーバル・リアルストレート
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 幸樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーバル・リアルストレートの2020年4月1日から2021年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその運用状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている当社と親会社との取引について、当該取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第118条第5号イ）及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由（同規則第118条第5号ロ）について、取締役会等の審議状況を踏まえ、その内容の合理性、判断及びその理由の妥当性等を検討いたしました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議にもとづき構築及び運用されている内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社と親会社との間の取引にかかる事項について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社フォーバル・リアルストレート

監査役会

常勤監査役 三浦静雄 ㊟

監査役 西田拓稔 ㊟

監査役 吉川正幸 ㊟

(注) 監査役西田拓稔及び監査役吉川正幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第27期の剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えております。そのため、経営基盤と財務体質の強化及び今後の事業展開を勘案した上で業績に応じた配当を実施してまいり所存であります。

第27期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、以下の通りといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき金1.80円 総額42,641,640円
- (3) 剰余金の配当が効力を発生する日
 2021年6月24日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	よしだこうじ 吉田浩司 (1962年7月3日)	1987年2月 株式会社フォーバル入社 1998年4月 株式会社フォーバルテレコム法人営業グループジェネラルマネージャー 2000年4月 株式会社フォーバルコミュニケーションズ代表取締役 2002年2月 ビー・ビー・コミュニケーションズ株式会社取締役 2002年6月 株式会社フォーバルテレコム取締役 2006年4月 株式会社ヴァンクール代表取締役 2014年6月 当社取締役 2014年8月 当社代表取締役社長（現任） 2014年8月 株式会社F R S ファシリティーズ代表取締役 2014年8月 株式会社ヴァンクール取締役（現任）	201,700株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当 社 株式の数
2	はや かわ しんいちろう 早 川 慎一郎 (1972年 8 月31日)	1998年 4 月 2004年 4 月 2009年 4 月 2009年 6 月 2015年10月	ラオックスヒナタ株式会社入社 当社入社 当社経理財務部長 当社取締役管理部長（現任） 株式会社F R S ファシリティーズ取締 役	11,300株
3	か とう こう じ 加 藤 康 二 (1959年 3 月10日)	1996年 2 月 2003年 4 月 2006年 6 月 2007年 6 月 2009年 6 月 2014年 4 月 2014年 8 月 2019年 4 月	株式会社フォーバル入社 同社経理部長 同社取締役 株式会社フォーバルテレコム取締役 当社取締役（現任） 株式会社フォーバル常務取締役 株式会社ヴァンクール代表取締役（現 任） 株式会社フォーバル常務取締役管理本 部長（現任）	一株
4	ゆき たつ や 行 辰 哉 (1964年10月15日)	1989年 5 月 2006年 4 月 2007年 4 月 2010年 4 月 2012年 4 月 2013年 4 月 2013年 6 月 2013年 6 月 2015年 4 月 2016年 4 月 2016年 6 月 2020年 6 月	株式会社フォーバル入社 同社役員待遇兼事業統括本部通信事業 統括 同社執行役員首都圏第二支社長 同社上席執行役員首都圏支社長兼城南 支店長兼企画営業部長兼事業推進本部 副本部長 同社上席執行役員営業本部長兼首都圏 支社長兼城南第二支店長 同社上席執行役員社長室長 株式会社フォーバルテレコム取締役 (現任) 当社取締役（現任） 株式会社フォーバル常務執行役員社長 室長 同社常務執行役員社長室長兼グループ 統括部長 同社取締役社長室長 同社常務取締役社長室長（現任）	一株

- (注) 1. 当社は、株式会社フォーバル及びその子会社との間に、商品売買等の取引関係があります。
2. 取締役候補者である吉田浩司氏は、株式会社ヴァンクルの取締役を兼務しております。取締役候補者である加藤康二氏は、株式会社フォーバルの取締役及び株式会社ヴァンクルの代表取締役を兼務しております。取締役候補者である行辰哉氏は、株式会社フォーバルの取締役及び株式会社フォーバルテレコムの子会社の取締役を兼務しております。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 吉田浩司氏及び早川慎一郎氏を取締役候補者とした理由は、当社及び当社グループの経営全般に携わり、豊富な経験を有していることから、引き続き取締役の責務を適切に果たすことができると判断しました。また、加藤康二氏及び行辰哉氏を取締役候補者とした理由は、親会社である株式会社フォーバルの取締役であることから、グループ事業の連携を強化するためであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

(1) 提案の理由及び報酬の総額

当社の取締役の報酬額は、2004年6月29日開催の第10期定時株主総会において、取締役につき年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）をご承認をいただいております。また、2011年6月22日開催の第17期定時株主総会において、同金銭報酬等とは別枠で、ストック・オプションとして割当てられる新株予約権に関する取締役の報酬等につき、各事業年度毎に20百万円以内とし、新株予約権の総数を3,000個以内（普通株式300,000株）とする旨をご承認をいただいております。

今般、取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の確定額金銭報酬及びストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認をお願いいたします。

本議案に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、取締役について年額20百万円以内といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については当社の取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役0名）となります。

(2) 本制度の内容（契約の概要）の説明

取締役は、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は取締役につき年100,000株以内（なお、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）として、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける取締役に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定さ

れます。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分当たっては、当社と株式の割当てを受ける取締役（以下「対象役員」という。）との間で、以下の内容の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

①対象役員は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役を退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

②当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、当社の取締役会が定める役務提供期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に、当社の取締役の地位を退任した場合には、死亡、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由があり場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象役員が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める事由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

